

## 北区民まちづくり会議設置要綱

### (趣旨・設置)

第1条 北区計画におけるまちづくりについて、区民が自ら話し合うとともに、区民による各種の実践活動の推進を通じて、市民・事業者・行政による協働と参画の理念を活かしたまちづくりを地域から先導する場として、北区民まちづくり会議（以下「まちづくり会議」という）を設置する。

### (活動)

第2条 まちづくり会議は、話し合いに基づき、必要に応じ次の活動を行うものとする。

- ① 実践活動の企画・検討、実施、支援、提案等に関すること。
- ② 活動等のテーマに関し、広く区民の声を聴く懇談会等の開催に関すること。
- ③ その他、協働と参画の理念を活かしたまちづくりの提言・提案及び目的を達成するために必要な活動に関すること。

### (活動報告)

第3条 まちづくり会議は、前条の活動に関して、必要に応じて、区民、事業者、行政（市長、区長）に報告・提言を行うものとする。

### (区民参加)

第4条 まちづくり会議は、話し合いその他の実践活動を推進するにあたり、必要に応じて広く区民等の参加を求め、意見を聴き又は協力を得るものとする。

### (組織・運営)

第5条 まちづくり会議に委員を置く。委員は区内の各種団体、事業者及びその他本会の活動の推進に適した者の中から、区長が委嘱する。

- 2 委員の数は、概ね50名程度とする。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 本会に座長及び副座長各1名、会計監事2名を置く。
- 5 座長及び副座長は、委員の互選によって定める。会計監事は、座長の指名とする。
- 6 副座長は、座長を補佐し座長に支障があるときはその職務を代行する。
- 7 会計監事は、会計事務を監査する。
- 8 本会に「総会」「幹事会」「北区計画検証部会」「専門部会」を設置する。
- 9 会議の開催は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 10 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 11 前10項に規定するものの他、まちづくり会議の組織及び運営に関して必要な事項は、設置の趣旨に基づき、まちづくり会議で定める。

(総会)

第6条 総会は、まちづくり会議委員全員で構成する。

- 2 総会は、まちづくり会議の活動方針について議論する。
- 3 座長は、総会を招集し、会務を総理する。
- 4 総会の議長は、座長がこれにあたる。

(幹事会)

第7条 幹事会は、まちづくり会議委員のうち座長、副座長、会計監事及び座長の指名する10名程度の委員で構成する。

- 2 幹事会は、総会で決定された方針を具体的実施するための審議及び決定を行う。また、「専門部会」の活動について、調整を行う。
- 3 座長は、幹事会を招集し、会務を総理する。

(北区計画検証部会)

第8条 北区計画検証部会は、幹事会とその他の委員、及び委員の推薦する者等で構成する。

- 2 北区計画検証部会は、北区計画について、進捗状況等を検証する。
- 3 座長は、北区計画検証部会を招集し、会務を総理する。

(専門部会)

第9条 専門部会は、まちづくり会議の委員及び特別委員で構成し、活動テーマに沿った個別・具体的な検討を行うとともに、その実現に向け、まちづくりの実践活動に取り組む。

- 2 部会長及び副部会長は、部会委員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会の検討内容及び実践活動の成果等について、まちづくり会議の総会、幹事会に提案、報告する。
- 4 部会は、部会長が招集する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐する。

(関係部局の協力)

第10条 座長は、必要と認める場合、市の関係部局に対し、まちづくり会議への出席及び関係資料の提出を求めることができる。

(助言者)

第11条 座長は、必要と認める場合、学識経験者等に助言者として、まちづくり会議への出席を求めることができる。

(区の役割)

第12条 区長は、まちづくり会議の活動報告及び提言等を十分尊重し、区のまちづくりに反映するよう努めるものとする。

- 2 前項に掲げる他，区長は，まちづくり会議の実践活動の推進に関して，必要な措置を講ずる等，協働と参画の理念に基づき適切かつ積極的に対応するものとする。
- 3 まちづくり会議の庶務は，北区総務部まちづくり課において処理する。
- 4 この要綱に定めるものの他，まちづくり会議の設置に必要な事項は，区長が定める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この要綱は，令和2年6月1日から施行する。
- 2 第5条第3項の規定にかかわらず，令和2年6月1日に委嘱された委員の任期は令和3年5月31日までとする。

##### （関係要綱・要領の廃止）

- 3 北区民まちづくり会議運営要領は廃止する。